

○検査基準 **人員基準のみ抜粋**

(病院自主点検表作成要領から抜粋)

- ・自主点検表①は人員基準に関する項目です。  
「記入例①」及び「検査基準(人員基準)等」の該当項目を確認した上で点検を実施してください。  
各項目の自主点検事項欄に「標準数」、「常勤勤務者数」、「非常勤勤務者延べ数」、「非常勤勤務者常勤換算後数」を記入すると、過不足数や充足率が自動計算されます。
- ・自主点検②は管理等に関する項目です。別添「検査基準」の該当項目を確認した上で点検を実施してください。
- ・自主点検表①及び自主点検表②の「4 業務委託」を除く各項目の「評価」欄には、ドロップダウンリストを設定しています。  
リスト表示例は〔 ○ 、 × 、 - 〕となっていますので、各項目の「自主点検事項」に対して、次の区分により「評価」欄に自主点検した結果を選択してください。

項目番号	項目	根拠法令等	摘要	備考
1	<b>医療従事者</b>			
1- 1	医師数 患者数に対応した数の医師がいるか。	医療法第 21 条第 1 項第 1 号 (以下「法 21. 1. 1」等という。)  医療法施行規則第 19 条第 1 項第 1 号 (以下「則 19. 1. 1」等という。)	医師の員数の標準の計算方法は次によること。  ①精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を 3 をもって除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者 (歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。) の数と外来患者 (歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。) の数を 2. 5 (耳鼻咽喉科、眼科又は精神科については、5) をもって除した数との和 (特定数) が 52 までは 3 とし、特定数が 52 を超える場合には当該特定数から 52 を減じた数を 16 で除した数に 3 を加えた数とすること。	(計算事例) ①入院患者数 一般 90 療養 50 精神 30 結核 25 ※外来患者数 250 } とすると  ※医師の標準数を算出する際の「外来患者数」については、外来患者延数から医師による包括的なりハビリテーションの指示が行われた通院リハビリ患者 (ただし、実施計画の立案日等、医師による外来診察が行われた日を除く。) を除いた患者数を用いることも可能。 $(90+50/3+30/3(*a)+25+250/2.5(*b)-52(*c))/16+3(*d)=$ $(90+16.666\cdots(*e)+10+25+100-52)/16+3=189.6/16+3=14.85 \text{ (人)}$ …… (医師の標準数) (*a)…大学附属病院等は 30/1 (*b)…耳鼻咽喉科、眼科又は精神科は 5 (*c)…療養病床が 50%を上回る病院は 36 (*d)…療養病床が 50%を上回る病院は 2 (*e)…端数が出る場合、小数点第 2 位を切り捨て小数点第 1 位までとする  ○転換病床を有する病院 ※平成 24 年 3 月 31 日までの間に、都道府県に対して転換に係る届出を行った病院であって再び平成 30 年 6 月 30 日までの間に届出を行った病院。 <平成 30 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間> (則附則第 5 2 条第 1 項第 2 号、則附則第 5 2 条の 2 第 1 項)

項目 番号	項 目	根拠法令等	摘 要	備 考
		<p>法 22 の 2.1.1 則 22 の 2.1.1</p>	<p>②特定機能病院として厚生労働大臣の承認を受けている場合は、入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。）の数と外来患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を 2.5 をもって除した数との和を 8 で除した数</p> <p>なお、医師免許取得後 2 年以上経過していない医師については員数に含めない。 （平 5.2.15 健政発第 98 号 （平 28.6.10 一部改正）参照）</p>	<p>精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を 3 をもって除した数と、精神病床（転換病床）及び療養病床（転換病床）に係る病室の入院患者の数を 6 でもって除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。）の数と外来患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を 2.5（耳鼻咽喉科、眼科又は精神科については、5）をもって除した数との和（特定数）が 52 までは 3 とし、特定数が 52 を超える場合には当該特定数から 52 を減じた数を 16 で除した数に 3 を加えた数</p> <p>○転換病床のみを有する病院 ※平成 24 年 3 月 31 日までの間に、都道府県に対して転換に係る届出を行った病院であって再び平成 30 年 6 月 30 日までの間に届出を行った病院。 &lt;平成 30 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間&gt;（則附則第 5 2 条第 3 項、則附則第 5 2 条の 2 第 1 項）</p> <p>転換病床に係る病室の入院患者の数を 6 でもって除した数と、外来患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を 2.5（耳鼻咽喉科、眼科又は精神科については、5）をもって除した数との和（特定数）が 36 までは 2 とし、特定数が 36 を超える場合には当該特定数から 36 を減じた数を 16 で除した数に 2 を加えた数</p> <p>（計算事例） ②入院患者数 一般 550 人 外来患者数（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科を除く。）300 人</p> <p><math>(550 + 300 / 2.5) \div 8 = 83.75</math> (人) ……医師の標準数</p> <p>※特定機能病院全体において、医師の半数以上が平成 26 年改正省令による改正後の規則第 22 条の 2 第 3 項に規定する専門の医師であることを要件とする。 （規則第 22 条の 2 第 3 項関係）</p>

項目 番号	項 目	根拠法令等	摘 要	備 考
		則 43 の 2	③医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。）又は 100 人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科を含む病院であって、精神病床を有する病院については、療養病床に係る病室の入院患者の数を 3 をもって除した数と、療養病床に係る病室以外の病室の入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。）の数と外来患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を 2.5（耳鼻咽喉科、眼科又は精神科については、5）をもって除した数との和（特定数）が 52 までは 3 とし、特定数が 52 を超える場合には当該特定数から 52 を減じた数を 16 で除した数に 3 を加えた数。	
		則 49	④療養病床の病床数の全病床数に占める割合が 100 分の 50 を超える病院については、当分の間、上記に基づき算出された和が「36 までは 2」とし、算定された和が 36 を超える場合には当該特定数から 36 を減じた数を 16 で除した数に 2 を加えた数とする。	
		則 50	⑤則 50.1 の規定により、法第 7 条第 2 項の許可を受けた病院については、許可を受けた日から起算して 3 年を経過するまでの間、特例的に、当該病院の医師配置標準を現行の算定式の 90% 相当に緩和する。ただし、医師 3 人という最低の員数は下回らないものとする。（則 49 の適用を受けた病院は、医師 2 人という最低の員数は下回らないものとする。）	<p>（特例が認められる病院）</p> <p>○次の要件がすべて該当する病院</p> <p>ア.次に掲げる地域をその区域内に有する市町村又はこれに準ずる市町村の区域に所在するものであること。</p> <p>ア)離島振興法の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域</p> <p>イ)辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に規定する辺地</p> <p>ウ)山村振興法の規定により振興山村として指定された山村</p>

項目 番号	項 目	根拠法令等	摘 要	備 考
1- 2	歯科医師数  患者数に対応した数の歯科医師がいるか。	法 21. 1. 1 則 19. 1. 2. イ           法 21. 1. 1 則 19. 1. 2. ロ           法 22 の. 1. 1 則 22 の. 1. 2	歯科医師の員数の標準の計算方法は次によること。  ①歯科（矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科を含む。）専門の病院については、入院患者の数が52までは3とし、それ以上16又はその端数を増すごとに1を加え、さらに外来患者についてその病院の実状に応じた必要数を加えた数とすること。  ②その他の病院については、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者の数が16までは1とし、それ以上16又はその端数を増すごとに1を加え、さらに歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者についてその病院の実状に応じて必要と認められる数を加えた数とすること。  ②特定機能病院として厚生労働大臣の承認を受けている場合は、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者の数が8又はその端数を増すごとに1以上とし、さらに歯科、矯正歯	エ) 過疎地域自立促進特別法に規定する過疎地域  イ. 当該病院が所在する地域における医療提供施設の整備の状況等からみて、当該地域の医療を確保する上で必要かつ不可欠であると認められるものであること。  ウ. 必要な医師を確保するための取組を行っているにもかかわらず、なお医師の確保が著しく困難な状況にあると認められること。  ※「これに準ずる市町村」とは、人口当たりの医師数が全国平均を下回っている市町村を想定。  病院の実状に応じた必要数 歯科医師1人1日当たり取扱い外来患者数は概ね20人 ※歯科の入院患者がいる場合は、最低1人の歯科医師が必要であるが、当該歯科医師が、入院患者の状況に応じ、外来患者を診察することは可能。 ※歯科医師又は歯科衛生士が外来診療の一環として医科の入院患者に対して行う歯科口腔機能の管理（口腔ケアを含む。）については、これら患者の全身状態を管理する体制として特に支障がないと判断される場合には、上記の取扱い患者数として計上しなくとも差し支えないものとする。

項目番号	項目	根拠法令等	摘要	備考
1- 3	薬剤師数 患者数に対応した数の薬剤師がいるか。	法 21. 1. 1 法 21. 3 則 19. 2. 1 則 43 の 2 群馬県医療施設の人員及び施設等に関する基準を定める条例第 6 条第 1 項第 1 号（以下「条例 6. 1. 1」等という。）	科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者についての病院の実状に応じて必要と認められる数を加えた数とすること。  【従うべき基準】 ①精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を 1 5 0 をもって除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を 7 0 をもって除した数と外来患者に係る取扱処方せんの数とを加えた数（その数が 1 に満たないときは 1 とし、その数に 1 に満たない端数が生じたときは、その端数は 1 として計算する。）  ②医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。）又は 100 人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科を含む病院であって、精神病床を有する病院については、療養病床に係る病室の入院患者の数を 1 5 0 をもって除した数と、療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を 7 0 をもって除した数と外来患者に係る取扱処方せんの数とを加えた数（その数が 1 に満たないときは 1 とし、その数に 1 に満たない端数が生じたときは、その端数は 1 として計算する。）	（計算事例） ③入院患者数 一般 90 療養 50 精神 35 結核 25 外来取扱処方箋数 100 } とすると  $90/70+50/150+35/150(*)+25/70+100/75=1.2+0.3+0.2+0.3+1.3=3.3\approx 4$ （人） ……（薬剤師の員数） (*)…大学附属病院等は 35/70  ※従うべき基準 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

項目番号	項目	根拠法令等	摘要	備考
1-4	看護師数 患者数に対応した数の看護師（准看護師を含む。）がいるか。	法 22 の 2.1.1 則 22 の 2.1.3  法 21.1.1 法 21.3 則 19.2.2 則 43 の 2 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成 13 年厚生労働省令第 8 号）第 20 条 条例 6.1.2	<p>薬剤師の員数の計算方法は、次によること。</p> <p>○特定機能病院として厚生労働大臣の承認を受けている場合は、入院患者の数が 30 又はその端数を増すごとに 1 以上とし、調剤数 80 又はその端数を増すごとに 1 を標準とすること。</p> <p>看護師の員数の計算方法は、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県が条例で定めるところによること。</p> <p>【従うべき基準】</p> <p>①療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を 4 をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を 3 をもって除した数とを加えた数（その数が 1 に満たないときは 1 とし、その数に 1 に満たない端数が生じたときは、その端数は 1 として計算する。）に、外来患者の数が 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えた数</p> <p>また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。</p> <p>②精神病床を有する病院については、当分の間、精神病床に係る病室の入院患者の数を 5 をもって除した数（その数が 1 に満たないときは 1 とし、その数に 1 に満たない端数を生じたときは 1 として計算する。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を 4 をもって除した数（その数が 1 に満たないときは 1 とし、その数に 1 に満たない端数が生じたときは 1 として計算する。）から減じた数を看護補助者とすることができる。</p>	<p>（計算事例）</p> <p>④入院患者数 一般 90 療養 50 精神 35 結核 25 } とすると</p> <p>※外来患者数 400</p> <p>※看護師の員数を算出する際の「外来患者数」については、外来患者延数から医師による包括的なりハビリテーションの指示が行われた通院リハビリ患者（ただし、実施計画の立案日等、医師による外来診察が行われた日を除く。）を除いた患者数を用いることも可能。</p> <p>・入院 <math>(90/3+50/4)+35/4+25/4=30+12.5+8.7+6.2=57.4 \approx 58</math></p> <p>・外来 <math>400/30=13.3 \approx 14</math></p> <p>・入院+外来 <math>(58+14)=72</math>（人） ……（看護師等の員数）</p> <p>（経過措置）</p> <p>○療養病床を有する病院であって、</p> <p>①特定介護療養型医療施設</p> <p>②特定病院</p> <p>であるもの。</p> <p>※平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までの間に、都道府県に対して①及び②に係る届出を行った病院であって再び平成 30 年 6 月 30 日までの間に届出を行った病院。</p> <p>&lt;平成 30 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間&gt;（則附則第 5 3 条第 1 号、則附則第 5 3 条の 2 第 1 項）療養病床に係る病室の入院患者の数を 6 をもって除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を 4 をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院してい</p>

項目 番号	項 目	根拠法令等	摘 要	備 考
			<p>③医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。）又は100人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科を含む病院（特定機能病院を除く。）であって、精神病床を有する病院については、療養病床、結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数と、結核病床及び療養病床以外の病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3をもって除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数</p> <p>また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。</p>	<p>る新生児を含む。)の数を3をもって除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。</p> <p>○転換病床を有する病院</p> <p>※平成24年3月31日までの間に、都道府県に対して転換に係る届出を行った病院であって再び平成30年6月30日までの間に届出を行った病院。</p> <p>&lt;平成30年4月1日から令和6年3月31日までの間&gt;（則附則第52条第5項、則附則第52条の2第1項）</p> <p>療養病床に係る病室の入院患者の数を6をもって除した数と、精神病床（転換病床）及び療養病床（転換病床）に係る病室の入院患者の数を9をもって除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3をもって除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数</p> <p>また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。</p> <p>（参考）看護師等の員数が定められた員数の7割に満たない場合、看護師等確保推進者を置くこととされている。</p> <p>（看護師等の人材確保の促進に関する法律第12条、同法施行規則第1条参照）</p>

項目 番号	項 目	根拠法令等	摘 要	備 考
		法 22 の 2.1.1 則 22 の 2.1.4	<p>看護師の員数の計算方法は、次によること。</p> <p>○特定機能病院として厚生労働大臣の承認を受けている場合は、入院患者（入院している新生児を含む。）の数が 2 又はその端数を増すごとに 1 と外来患者の数が 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えた数以上</p> <p>また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。</p>	<p>(計算事例)</p> <p>⑤入院患者数 550 人 } とすると 外来患者数 300 人 }</p> <p>入院 550÷2=275 外来 300÷30=10 275+10= 285 (人) ……看護師の員数</p>
1- 5	看護補助者数  定められた数の看護補助者がいるか。	法 21.1.1 法 21.3 則 19.2.3 条例 6.1.3	<p>看護補助者の員数の計算方法は、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県が条例で定めるところによること。</p> <p><b>【従うべき基準】</b></p> <p>○療養病床に係る病室の入院患者の数が 4 又はその端数を増すごとに 1</p>	<p>「看護補助者」とは、医師、看護師等の指示に基づき、看護の補助として介護に当たる者を意味し、特段の資格を必要とはしない。</p> <p>(経過措置)</p> <p>○療養病床を有する病院であって、</p> <p>①特定介護療養型医療施設 ②特定病院 であるもの。</p> <p>※平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までの間に、都道府県に対して①及び②に係る届出を行った病院であって再び平成 30 年 6 月 30 日までの間に届出を行った病院。 &lt;平成 30 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間&gt; (則附則第 5 3 条第 2 号、則附則第 5 3 条の 2 第 1 項)</p> <p>療養病床に係る病室の入院患者の数が 6 又はその端数を増すごとに 1</p> <p>○転換病床を有する病院 &lt;平成 30 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間&gt; (則附則第 5 2 条第 6 項、則附則第 5 2 条の 2 第 1 項)</p>



項目 番号	項 目	根拠法令等	摘 要	備 考
1- 6	<p>(管理) 栄養士 数 定められた数の 栄養士がいる か。</p> <p>(参考) 助産師数</p>	<p>法 21. 1. 1 法 21. 3 則 19. 2. 4 条例 6. 1. 4</p> <p>法 22 の 2. 1. 1 則 22 の 2. 1. 5</p> <p>法 21. 1. 1 法 21. 3 則 19. 2. 2 則 43 の 2</p>	<p>栄養士の員数の計算方法は、厚生 労働省令で定める基準に従い都道 府県が条例で定めるところによる こと。</p> <p>【従うべき基準】 ○100 床以上の病院に 1</p> <p>管理栄養士の員数の計算方法は、 次によること。 ○特定機能病院として厚生労働大 臣の承認を受けている場合は、 1 以上の管理栄養士がいるこ と。</p> <p>助産所の員数の計算方法は、次に よること。 ○産婦人科又は産科を有する病院 産婦人科又は産科の患者に対す る看護師（准看護師を含む。） の員数のうちの相当数を助産師 とする。</p>	<p>療養病床（転換病床を除く。）に係る 病室の入院患者の数を 6 をもって除した 数と、転換病床（療養病床に係るもの に限る。）に係る病室の入院患者の数を 9 をもって除した数に 2 を乗じて得た数を 加えた数（その数が 1 に満たないときは 1 とし、その数に 1 に満たない端数が生 じたときは、その端数は 1）</p> <p>相当数 産婦人科又は産科の入院患者がいる場 合に 1 人以上。</p>

常勤医師等の取扱いについて

1. 一日平均患者数の計算における診療日数

(1) 入院患者数

ア 通常のは、365日である。

イ 病院に休止した期間がある場合は、その期間を除く。

(2) 外来患者数

ア 実外来診療日数（各科別の年間の外来診療日数で除すのではなく、病院の実外来診療日数で除すこと。）

イ 土曜・日曜日なども通常の外来診療体制をとっている場合及び救急の輪番日などにより外来の応需体制をとっている場合は、当該診療日数に加える。

ウ 病院に定期的な休診日がある場合は、その日数を除く。

エ イに掲げる体制をとっていない場合で、臨時に患者を診察する場合は、診療日数に加えない。

2. 標準数の算定に当たっての特例

算定期間内に病床数の増減があった病院については、医療法第25条第1項に基づく立入検査の直近3カ月の患者数で算定するものとする。

ただし、変更後3カ月を経過していない場合は、通常のとおりとする。

※ 医療法施行規則は、前年度平均としているが、医療法第25条第1項に基づく立入検査の目的から、検査日以降の診療体制についても担保する必要があるための特例措置である。

3. 常勤医師の定義と長期休暇者等の取扱い

(1) 常勤医師とは、原則として病院で定めた医師の勤務時間の全てを勤務する者をいう。

ア 病院で定めた医師の勤務時間は、就業規則などで確認すること。

イ 通常の間、出張、外勤などがあっても、全てを勤務する医師に該当するのは当然である。

(2) 病院で定めた医師の1週間の勤務時間が、32時間未満の場合は、32時間以上勤務している医師を常勤医師とし、その他は非常勤医師として常勤換算する。

(3) 検査日現在、当該病院に勤務していない者で、長期にわたって勤務していない者（3カ月を超える者。予定者を含む。）については、理由の如何を問わず医師数の算定には加えない。

(4) (3)にかかわらず、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労働基準法」という。）で取得が認められている産前・産後休業（産前6週間・産後8週間・計14週間）並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する

法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)等で取得が認められている育児休業及び介護休業を取得している者については、長期にわたって勤務していない者には該当しない取扱いとする。ただし、当該取扱いを受ける医師を除いた他の医師の員数が3人(医療法施行規則第49条の適用を受けた病院にあっては2人)を下回る場合には、当該取扱いは認められないこと。

- (5) 当該医師が労働基準法及び育児・介護休業法等(以下「労働基準法等」という。)で定める期間以上に産前・産後休業、育児休業及び介護休業(以下「産前・産後休業等」という。)を取得する場合には、取得する(予定を含む。)休業期間から労働基準法等で取得が認められている産前・産後休業等の期間を除いた期間が3カ月を超えるとときに、長期にわたって勤務していない者に該当するものとする。
- (6) 育児・介護休業法の規定に基づき所定労働時間の短縮措置が講じられている医師については、当該短縮措置が講じられている期間中(要介護状態にある対象家族を介護する医師にあっては、同法第23条第3項に規定する連続する93日の期間に限る。)、短縮措置が講じられる前の所定労働時間を勤務している者として取り扱う。ただし、当該取扱いを受ける医師の実際の勤務時間に基づき常勤換算した員数と当該取扱いを受ける医師を除いた他の医師の員数を合算した員数が3人(医療法施行規則第49条の適用を受けた病院にあっては2人)を下回る場合には、当該取扱いは認められないこと。
- (7) 当該医師が育児・介護休業法で定める期間(要介護状態にある対象家族を介護する医師にあっては、同法第23条第3項に規定する連続する93日の期間とする。以下同じ。)以上に所定労働時間の短縮措置を講じられている場合には、当該短縮措置の期間から同法で取得が認められている短縮措置の期間を除いた期間が3カ月を超えるとときに、短縮措置が講じられる前の所定労働時間を勤務している者として取り扱わないものとする。

#### 4. 非常勤医師の常勤換算

- (1) 原則として、非常勤医師については、1週間の当該病院の医師の通常の勤務時間により換算して計算するものとする。ただし、1週間の当該病院の医師の通常の勤務時間が32時間未満と定められている場合は、換算する分母は32時間とする。

なお、非常勤医師の勤務時間が1週間サイクルでない場合は、所要の調整を行うこと。

(例) 月1回のみ勤務サイクルである場合には1/4を乗ずること。

- (2) 当直に当たる非常勤医師についての換算する分母は、病院で定めた医師の1週間の勤務時間の2倍とする。

ア 当直医師とは、外来診療を行っていない時間帯に入院患者の病状の急変等に対処するため病院内に拘束され待機している医師をいう。

イ オンコールなど(病院外に出ることを前提としているもの)であっても、呼び出されることが常態化している場合であって、そのことを証明する書類(出勤簿

等)が病院で整理されている場合は、その勤務時間を換算する。

ウ 病院で定めた医師の1週間の勤務時間が32時間未満の場合、当該病院の当直時の常勤換算する分母は、64時間とする。

(3) 当直医師の換算後の数は、そのまま医師数に計上すること。

(4) 病院によっては、夕方から翌日の外来診療開始時間までの間で、交代制勤務などにより通常と同様の診療体制をとっている場合もあるが、その時間にその体制に加わって勤務する非常勤医師の換算は、(1)と同様の扱いとする。

なお、「通常と同様の診療体制をとっている場合」とは、夜間の外来診療や救命救急センターのほか、二次救急医療機関、救急告示病院、精神科病院等において外来の応需体制をとっている場合とするが、具体的には、日中の診療時間帯に稼働している全部署(医師をはじめ薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、看護師等)の従業者の配置まで求めるものではなく、夜間の入院患者の対応に支障を来さない形で外来の救急患者に対応できるよう従業者を配置するものであること。

## 5. 医師数を算定する場合の端数処理

医療法第25条第1項に基づく立入検査における病院の医師の員数を算定する際の端数の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 病院に置くべき医師の員数の標準の算定に当たっては、端数が生じる場合には、そのまま算定する。

(例) 一般病床で患者数106人の場合

$$\text{算定式：} (106 - 52) \div 16 + 3 = 6.375 \text{人}$$

(2) 病院における医師の員数の算定に当たっては、端数が生じる場合には、そのまま算定する。

(3) (2)において非常勤医師が複数いる場合には、非常勤医師全員の1週間の勤務時間を積み上げた上で、当該病院の医師の通常の勤務時間により換算して計算するものとする。

その際、1週間の勤務時間が当該病院の医師の通常の勤務時間を超える非常勤医師がある場合には、その者は当該病院の医師の通常の勤務時間を勤務しているものとして計算するものとする。

また、非常勤医師の勤務時間が1ヶ月単位で定められている場合には、1ヶ月の勤務時間を4で除して得た数を1週間の勤務時間として換算するものとする。

(例) 常勤医師…5名 (週36時間勤務)

非常勤医師… (週36時間勤務により常勤換算)

A医師 週5.5時間      B医師 週8時間

C医師 週16時間      D医師 週20時間

$$A + B + C + D = 49.5 \text{時間} \quad 49.5 \text{時間} / 36 \text{時間} = 1.375$$

$$\text{実人員：} 5 + 1.375 = 6.375 \text{人}$$

## 6. 他の従業者の取扱い

### (1) 準用

医師以外の従業者の員数等の算定に当たっては、上記1から4まで（3（4）ただし書及び（6）ただし書を除く。）を準用する。

なお、常勤換算に当たっては、通常の勤務か当直勤務かにより取扱いが異なっている。例えば、看護師などで三交代制等の場合の夜勤の常勤換算の分母は、病院で定めた1週間の勤務時間となるが、当直の場合の常勤換算の分母は、病院で定めた1週間の勤務時間の2倍となる。

### (2) 従業者数を算定する場合の端数処理

医療法第25条第1項に基づく立入検査においてその員数を算定する際の端数の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1) 標準数は、個々の計算過程において小数点第2位を切り捨て、最終計算結果の小数点第1位を切り上げ、整数とする。
- 2) 従事者数は、小数点第2位を切り捨て、小数点第1位までとする。
- 3) 非常勤の他の従業者が複数いる場合、上記換算する際の端数処理は、個人毎に行うのではなく非常勤の他の従業者全員の換算後の数値を積み上げた後行うこと。

ただし、1人の従業者について換算後の数値が1を超える場合は、1とする。

(例) A: 0.04…、 B: 0.19…、 C: 1.05 → 1

A + B + C = 1.23… → 1.2

## 7 施行期日

上記の取扱いについては、平成25年4月1日から適用する。

ただし、産前・産後休業、育児休業、介護休業及び所定労働時間の短縮に係る医師等従業者の員数の算定については、適切な医療の提供体制を確保する観点から、必要に応じて見直すこととする。